

2020. 7. 15

畑 啓之

技術士一次試験 適性科目 この問題を外してはいけない 公益通報者保護

公益通報者保護法（2004年）

（目的）

第一条 この法律は、公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効等並びに公益通報に関し事業者及び行政機関がとるべき措置を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法令の規定の遵守を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする。

H30-2-8

正解の形に直している。

- ① 公益通報者保護法が保護する公益通報は、不正の目的ではなく、労務提供先等について「通報対象事実」が生じ、又は生じようとする旨を、「通報先」に通報することである。
- ② 公益通報者保護法は、保護要件を満たして「公益通報」した通報者が、解雇その他の不利益な取り扱いを受けないようにする目的で制定された。
- ③ 公益通報者保護法が保護する対象は、公益通報した労働者で、労働者には公務員も含まれる。
- ④ 保護要件は、事業者内部（内部通報）に通報する場合に比較して、行政機関や事業者外部に通報する場合は、保護する要件が厳しくなるなど、通報者が通報する通報先によって異なっている。
- ⑤ マスコミなど外部に通報する場合は、通報対象事実が生じ、又は生じようとしていると信じるに足りる相当の理由があること、通報対象事実を通報することによって発生又は被害拡大が防止できることに加えて、事業者に公益通報したにもかかわらず期日内（企業に通報後20日以内）に当該対象通報事実について当該労務提供先等から調査を行う旨の通知がないこと、内部通報や行政機関への通報では危害発生や緊迫した危機を防ぐことができないなどの要件が求められる。

（一般職の国家公務員等に対する取扱い） ②に関して

公益通報者保護法第7条 公益通報をしたことを理由として一般職の国家公務員等に対して免職その他不利益な取扱いがされることのないよう、これらの法律の規定を適用しなければならない。

(労働者派遣契約の解除の無効)

公益通報者保護法第4条 事業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者である公益通報者が前条各号に定める公益通報をしたことを理由として事業者が行った労働者派遣契約の解除は、無効とする。

(不利益取扱いの禁止)

公益通報者保護法第5条 公益通報をしたことを理由として、当該公益通報者に対して、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。

H21-2-9

(ア) 取締役は公益通報者保護法の対象者には含まれない。

H20-2-15

CSRというのは、企業の社会的責任のことで、社会に対して企業が積極的に貢献すること。コンプライアンスというのは、狭い意味では法令順守だが、本来の意味はもっと広くて、規則や規範を守ることを意味している。だから、CSRは、コンプライアンスよりも、さらに積極的に社会に貢献しようという姿勢がある。

注意すべきことは、この法令によって通報者が保護されるのは、法令違反に限られるということなのだ。

通報先によって保護要件が異なるんだ。通報先というのは、「企業などの事業者内部」「行政機関」「事業者外部、たとえば、マスコミ」に通報した場合に分けられていて、それぞれについて定めがあるんだ。特に外部通報については、「内部や行政に通報すると不利益な取扱いを受ける恐れがある」とか、「内部通報では証拠隠滅の恐れがある」とか「人の生命・身体への危害が発生する緊迫した危険がある」その他といった、要件があるんだ。

「行政岐南」と「事業者外部」に対する通報については、不斉だと信じたことについて信ずるに足りる相当な理由がなくてはならないんだ。

H19-2-9

④書面により公益通報された事業者は、当該公益通報に対する是正措置をとった場合はその措置、通報対象事実がない場合はその旨を通報者に遅滞なく報告するよう努めねばならない。

⑤最近の事例を見ると、内部の不祥事が止めどもなく外部に公表されていく傾向が見える。企業におけるトラブルが発生した場合には、企業は速やかに情報を開示することが重要である。

H18-2-4

- ① 保護される対象には事業者は含まれない。
- ④ De George は whistle blowing がモラル的に許される基準として、1) 社会一般に深刻且つ重大な危害を与えると考えられること、2) 直属の上司に報告していること、3) 組織内のあらゆる可能性に取り組むこと、をあげている。
- ⑤ 公益通報をする労働者は、他人の正当な利益または公共の利害を害することのないように努めねばならない。